

第3部 化学・生物兵器の軍縮・不拡散に向けた取り組み

第1章 化学兵器禁止条約（CWC:Chemical Weapons Convention）

第1節 総論

化学兵器の禁止の主要な流れは、1925年に作成された「窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における禁止に関する議定書」（ジュネーブ議定書）に始まる。この議定書により、生物（細菌）兵器と並んで窒息性ガス、毒性ガス等の戦争における使用が禁止されたが、その開発、生産及び保有などは禁止されていなかった。その後、米国、ロシアを中心に新しい化学兵器の開発が続けられたが、1969年、ウ・タント国連事務局長が「化学・細菌（生物）兵器とその使用の影響」と題する報告書を提出したことを契機として、国連などの場で、化学兵器の禁止について活発な議論が行われるようになった。1980年代にはいると、軍縮委員会（1984年にジュネーブ軍縮会議と改称）において化学兵器禁止特別委員会が設立され、化学兵器を禁止するための交渉が1984年に本格的に開始された。

イラン・イラク紛争での化学兵器の使用や湾岸戦争を経て、化学兵器を禁止するための交渉の早期妥結へ向けた気運が高まり、1992年、条約案が軍縮会議において採択され、1993年、署名のため開放された（正式名称は、「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」（CWC:Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and Use of Chemical Weapons and on Their Destruction)）。わが国は、1995年9月に38番目の締約国としてCWCを批准したが、同年3月に東京都心で発生した地下鉄サリン事件が国内における化学兵器への脅威認識を高めたことも、わが国がこの条約を早期に批准する一つの契機となった。CWCは、96年10月、65か国が批准したことを以てその発効要件が整い、半年後の97年4月29日に発効した。2002年3月現在の締約国数は145か国に達している。

条約の発効とともに、わが国は条約上の基本的義務である冒頭申告を化学兵器禁止機関（OPCW、下記第 2 節参照）に対して行った。各締約国は、自ら保有する化学兵器（1946 年以前に生産され、もはや兵器として使用することが困難な古い化学兵器を含む）、化学兵器生産施設（現在保有する施設及び過去に保有していた施設）といった化学兵器に直接関連したものだけでなく、化学兵器に転用可能な化学物質を平和目的で利用している民間工場や研究所などについても OPCW に申告する義務を負っている。世界有数の化学産業国であるわが国は、毎年約 600 にも上る施設を OPCW に年次申告している。これらの申告された施設に対し、OPCW から査察団が派遣されるが、わが国がこれまでに受け入れた査察数は数十回に達する。

第 2 節 化学兵器禁止機関（OPCW:Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons）

OPCW は、化学兵器禁止条約（CWC）に基づいて設立された独立の国際機関であり、本部所在地はオランダのハーグ市である。CWC 締約国による条約義務の遵守を検証するための検証活動（締約国側による申告と技術事務局が実施する締約国に対する査察）を実施しており、設立以来 4 年半で 1,100 回を超える現地査察を実施した。OPCW は、締約国会議、執行理事会及び技術事務局から構成され、検証活動を実施するのは技術事務局である。わが国からは、査察局長を含め数名の職員が技術事務局で勤務している。

なお、わが国は、米国に次ぐ OPCW 第二の拠出国である。

第 3 節 中国遺棄化学兵器

中国遺棄化学兵器問題とは、第二次大戦時に中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器の処理問題である。この問題は、1987 年、ジュネーブ軍縮会議において、中国代表団から初めて遺棄化学兵器に関する発言があり、さらに 1990 年、中国よりわが国に対し、問題解決を要請してきたことに始まる。



1999年のハルバ嶺における調査



遺棄化学兵器の分布地点

1997年にわが国と中国を締約国として含む形で、CWCが発効したことにより、わが国は中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。

1990年より日中共同で実施してきた累次の現地調査の結果を踏まえ、97年5月、わが国及び中国は遺棄化学兵器に関する申告をOPCWに対し提出した。この申告内容を確認するためのOPCWによる査察は既に9回(のべ15か所)にわたり実施されている。遺棄化学兵器の大半は未だ地中にあり、また新たに発見される可能性もあるため、その後も日中共同の現地調査は継続されている。

わが国は、政府全体として遺棄化学兵器の廃棄に取り組むことを基本とし、1999年3月に閣議決定を行い、廃棄処理事業の実施を総理府(2001年1月の省庁再編後は内閣府)が担当することを決定し、同年4月に総理府の中に「遺棄化学兵器処理担当室」を設置した。

また99年7月には、日中間で遺棄化学兵器の廃棄に関する基本的枠組みにつき共通の認識に達し、覚書(正式名称は「日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」)が署名された。さらに2000年9月には、わが国が主体となって行う初の本格的な事業として遺棄化学兵器の発掘・回収が黒龍江省北安市で行われ、化学砲弾などの遺棄化学兵器897発が回収された。また、江蘇省南京市においても98年、2000年、01年の3回にわたり遺棄化学兵器の発掘・回収が実施され、有毒発煙筒などの遺棄化学兵器合計約3万3千発が回収された。現在、中国政府との間で専門的・技術的な協議を継続的に実施しており、最大の埋没地である吉林省ハルバ嶺の発掘回収に向けた道路建設等のインフラ整備も進行している。

第4節 国内における旧日本軍及びオウム真理教の化学兵器廃棄問題

(1) 北海道屈斜路湖の老朽化化学兵器

1995年5月、元日本軍の関係者が、終戦直後に上官の命令で化学兵器を屈斜路湖に投棄したことを証言した。そこで、同年9月に湖底探査を行ったところ、化学兵器と思われる物体の存在が確認された。そ

の確認を受け、96年10月、26発の化学兵器が湖底より引揚げられ、屈斜路湖近傍に建設された地下のコンクリート容器に収納された。

97年5月、わが国はこの化学兵器を、条約上の「老朽化した化学兵器」としてOPCWに対し申告した。97年12月及び99年6月、OPCWによる現地査察が行われ、続いて2000年9-11月にかけて、これら化学兵器の廃棄が保管庫近傍に建設された廃棄施設において開始された。この廃棄の最終段階においてはOPCWの査察団による立ち会いもあり、査察団により化学兵器の廃棄完了が確認された。

(2) 広島県大久野島の老朽化化学兵器

1999年3月、広島県竹原市大久野島の南側防空壕跡の改修工事を行っていた現場において、旧日本軍が製造した9発の大赤筒らしき物体が発見された（赤筒とは、くしゃみ性の化学物質を充填した有毒発煙筒。発見された物体はいずれも外殻が錆びて多数の穴が空き、内容物の粉末状の化学物質も固化していた）。調査団による鑑定などの結果、本件物体は旧日本軍が製造した「あか筒」であり、条約上の「老朽化した化学兵器」に該当すると判断された。2000年9月、わが国はOPCWに対する申告を行うとともに、2000年12月、OPCWの査察団の立ち会いの下で、右兵器の廃棄を行い、査察団によって廃棄が確認された。

(3) 福岡県苅田港沖の老朽化化学兵器

2000年11月、福岡県京都郡苅田港沖において、港湾の浚渫工事を行っていた際、旧日本軍の爆弾らしき物体18発が発見され、引き揚げられた。同年12月、検知等の結果からは化学剤を認めるに至らなかったものの、形状等から旧軍の化学弾である可能性が否定できないことから、当該物件が条約上の「老朽化した化学兵器」に該当すると判断し、2001年5月、わが国は、引き揚げられた18発をOPCWに対し申告し、現在、廃棄に向けた諸準備を行っている。

（なお、2000年11月に、先に18発が発見された近傍において、同様の砲弾らしき物38発が、さらに12月、発見場所にほど近い新門司港沖において1発が発見された。これらの取り扱いについても検討中である。）

(4) オウム真理教の第7サティアン

わが国は、オウム真理教がサリンを製造するために建設した工場「第7サティアン」を、条約上の「化学兵器生産施設」として OPCW に申告した。これに対し、97年7月及び98年9月の2回にわたり OPCW による査察が行われ、これらの査察を経て、98年12月に同施設の廃棄が行われた。この廃棄の最終段階においては OPCW の査察団が立ち会い、廃棄の完了が確認された。



第7サティアンの解体状況